税理士会の要望実現のために活動しています

近畿税政連

平成27年
6月10日
第208号

発行所　近畿税理士政治連盟／発行人　大髙友紀／編集人　後安宏彦
〒540-0012　大阪市中央区谷町1丁目5番4号　電話(06)6944-9040　FAX(06)6944-9050　URL　http://kinzeisei.jp/　e-mail　info@kinzeisei.jp

純白白鷺城（姫路市）

撮影：上野政則（姫路支部）

■「番号制度に関するプロジェクトチーム」参加報告……2
■ 第３回「川柳」「書道」コンテストのご案内……6

焦点

マイナンバー制度の導入に向けて

マイナンバー制度が平成28年１月から、社会保障・税・災害対策の分野において、順次利用が開始されるのであるが、我々は、今それに向けて準備作業と具体的な手続きへの対応を行っている最中である。

税理士の個人番号関係事務には、自らの事務所の従業員等に関連して行う事務、業務委託契約等に基づき顧問先の従業員等に関する事務、業務委託契約等に基づき顧問先の確定申告を行うために、顧問先及びその扶養親族の個人番号を取得し、その申告書に扶養親族の個人番号を記載して申告する場合がある。

また、顧問先も個人番号関係事務を行うことになるので、番号制度の説明と、事務作業の見直しや安全管理措置についての対応を検討する必要が出てくるであろう。

これらの対応に向けて、日税連から「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」が全会員に配布された。そのプロジェクトチームの一員である当連盟井戸本恭次幹事長から、参加報告の寄稿を受け、本号に掲載している。是非ご覧いただきたい。

また、マイナンバー法の改正案が、去る５月21日衆議院で可決され、参議院に送られる。内容は、マイナンバーの利用範囲を預貯金口座などに広げようとするものである。このようにマイナンバーの利用範囲は今後ますます広がっていく事を想定していることに留意しなければならない。次号でマイナンバー法の改正の内容について記載を行う予定である。

「番号制度に関するプロジェクトチーム」参加報告

近畿税理士政治連盟 幹事長 井戸本恭次

本年10月には、住民票を有する全ての人にマイナンバーの通知カードが送られます。日本税理士会連合会では、税理士及び税理士法人が「個人番号関係事務実施者」に該当することを踏まえ、本年２月にプロジェクトチームを設置し検討を重ねてまいりました。当初より日税政政策委員長としてプロジェクトチームに参加させて頂いておりますが、今回、プロジェクトチームの成果の一つとして「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」が作成され全会員に配布されました。この機会に紙面を通じて重要な項目について要点解説をさせて頂き、会員の事務所運営の参考にして頂きたいと思います。

図表Ⅰ

税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年１月１日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇨平成28年分の確定申告期（平成29年２月16日から３月15日まで）	○年の中途で出国⇨出国の時まで ○年の中途で死亡⇨相続開始があったことを知った日の翌日から４月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年１月１日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇨平成29年２月１日から３月15日まで	○年の中途で死亡⇨相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年１月１日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇨平成29年２月28日まで	○中間申告書⇨事業年度開始の日以降６月を経過した日から２月以内 ○新設法人・決算期変更法人⇨決算の日から２月以内
消費税	平成28年１月１日以降に開始する課税期間に係る申告書から	＜個人＞ 平成28年分の場合⇨平成29年１月１日から３月31日まで ＜法人＞ 平成28年12月末決算の場合⇨平成29年２月28日まで	○個人事業者が年の途中で死亡⇨相続開始があったことを知った日の翌日から４月を経過した日の前日まで ○中間申告書 ○課税期間の特例適用
相続税	平成28年１月１日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年１月１日に相続があったことを知った場合⇨平成28年11月１日まで	○住所及び居所を有しないこととなるとき⇨住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年１月１日以降の移出等に係る申告書から	平成28年１月分の場合⇨平成28年２月１日から２月29日まで	○平成28年中から提出
法定調書	平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇨平成29年１月31日まで （注）平成28年１月１日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降３年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。	（例） ○配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から１月以内 ○退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後１月以内
申請書・届出書	平成28年１月１日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○平成28年中から提出

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

目次

焦点……1
「番号制度に関するプロジェクトチーム」参加報告…2
後援会ニュース……5
お知らせ……6
かんさいすずめ……7
銀河系……7

要点１ 税理士事務所や税理士法人の「個人番号関係事務実施者」としての二つの業務

（１）自らの事務所の業務として個人番号を取得し、当該個人番号を行政機関等に提出する業務

（２）顧問先との業務委嘱契約等により顧問先従業員等の個人番号を取得し、当該個人番号を記載し行政機関等に提出する業務です。少し複雑なことは税理士が顧問先個人納税者の確定申告にあたり扶養家族の個人番号を取得しないで当該納税者の個人番号のみを取得して申告する場合は「個人番号関係事務実施者」には該当しません。扶養親族の個人番号を記載して行政機関に提出する時には「個人番号関係事務実施者」に該当します。

要点２ 申告書や法定調書への番号記載時期

左記図表Ⅰの通りです。また、番号記載のための番号欄が申告書や調書に追加されることにより従前の様式が変更されます。サイズも源泉徴収票等はＡ６サイズからＡ５サイズに変更されます。番号の記載は左側の１コマを空けて右詰めで記載されることになります。法定調書への番号記載の猶予規程が設けられていますが主なものは金融機関に関わるものになります。

要点３ 特定個人情報の保護措置

番号法では全ての事業者に個人番号について必要かつ適切な安全管理措置を講ずるように求めています。特に従業員に取扱わせる時には適切な監督を行わなければなりません。この安全措置を怠った事務所が事故を起した時には事務所の存亡に関わる事態も起こりうると考えられます。

安全管理措置には組織としての特定個人情報等の保護に取組むため「基本方針」「取扱規程等」の策定が必要です。安全管理措置には下記の四項目があります。

組織的安全管理措置　物理的安全管理措置　技術的安全管理措置　人的安全管理措置

要点４ 事務所の作業の把握

１）個人番号を取扱う事務の確認。

○番号関係事務実施者としての事務は従業員等の個人番号を取得し、源泉徴収票等を行政機関に提出する事務

○番号関係事務の受託者としての事務

○税務代理人としての事務

※これらの規程等に関しては「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」にひな型等が掲載されています。ぜひ、参考にしてください。

２）個人番号取扱い事務における取扱う特定個人情報等の範囲の確認。（次ページ図表Ⅱ）

３）個人番号を取扱う事務担当者の確認。

担当者は、事務取扱担当者として明確化し「特定個人情報取扱規程」等に規定する必要があります。会計事務所の場合はスタッフ全員が該当することも考えられます。

４）番号関係事務受託者として顧問先企業との業務委嘱契約を見直しする必要があります。見直し項目は以下の項目等になります。

秘密保持義務　特定個人情報の持出し禁止　目的外利用の禁止　漏洩事案等の委託先責任

委託終了後の特定個人情報の返還、廃棄　従業員に対する監督・教育　契約遵守と報告規程

図表Ⅱ

手続書類の例	特定個人情報等の項目例
所得税申告書	氏名、個人番号、納税地、生年月日、性別、課税標準、税額、各二表情報の項目　等
源泉徴収票	氏名、個人番号、住所又は居所、支払金額、給与所得控除後の給与等の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、控除対象配偶者・控除対象扶養親族・障害者等に関する情報　等
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	氏名、個人番号、住所又は居所、生年月日、世帯主の氏名・続柄、控除対象配偶者・控除対象扶養親族・障害者等に関する情報　等
給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	氏名、個人番号、住所又は居所、生命保険料控除に関する情報、地震保険料控除に関する情報、社会保険料控除に関する情報、小規模企業共済等掛金控除に関する情報、配偶者特別控除に関する情報　等
支払調書関係（受取人が個人の場合）	氏名、個人番号、支払金額等、源泉徴収税額　等

・特定個人情報等の範囲とは、事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報（氏名、生年月日、住所等）のことです。
・個人番号を取り扱う事務において作成する書類等に記載する情報の全てが特定個人情報に該当することを理解しておく必要があります。

要点5 税務代理人が国税当局に対し個人番号を提供する場合の本人確認

税理士の場合は代理送信分に関しては、本人確認は現状と余り変わりません。問題は書面提出についての本人確認が煩雑になる事です。この機会に税理士全員が電子申告に取組むことが重要だと考えます。税理士の場合の本人確認は図表Ⅲの通りです。

税理士の場合

図表Ⅲ

確認項目	本人確認書類等	
	書面提出分	代理送信分
代理権の確認	税務代理権限証書の添付（※１）	①税務代理権限証書データの添付 ②納税者本人の利用者識別番号の入力
代理人の身元確認	税理士証票の提示又は写しの添付（※２、３）	（税理士の）電子証明書の添付
本人の番号確認	個人番号カード又は通知カードの写しの添付	地方公共団体情報システム機構への照会等

※１　税務代理の委嘱を受けている場合には、申告書等の提出の都度、添付する必要があります（当初提出分の写しでも可）。
※２　税務署窓口で提出する際にも、混雑緩和等の観点から、１件別に写しを添付するようにしてください。
※３　税理士事務所の従業員等が税務署の窓口で申告書等を提出する場合も、郵送等の取扱いに準じて代理人である税理士の「税理士証票」の写しを提出する必要があります。

要点6 顧問先への指導

自計化が進んでいる顧問先への番号制度に関する指導が重要だと思慮します。自信を持って対応できる事務所と不安を抱く指導ではこれからの事務所運営に格差が生じるのではないでしょうか。

最後に、日税連「番号制度に関するプロジェクトチーム」では、各税理士会の実務面の対応に関する検討に入っています。今後も機会を捉え会員への報告に努めてまいります。

＊図表については日税連・国税庁の「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック入門」の資料です。

後援会ニュース

前原誠司後援会

税理士による前原誠司後援会第11回総会および国政報告会が開催された。

日時　平成27年 4 月13日

場所　ハイアットリージェンシー京都

来賓　大髙　友紀　近税政会長

笹岡　憲一　近税政副幹事長

奥村　和義　近税政京都府支部連会長

伊良知弘敏　近税政京都府支部連幹事長

北村光一郎事務局長の司会により、開会が宣言され、村中平治後援会会長より「後援会にご出席いただき感謝するとともに、引き続き後援会の力を結束し先生を支えていきたい」とのあいさつがあった。

次に議長が選出され、議事に入った。議案はすべて原案通り、可決承認された。また、役員改正にあたり、次期会長に就任される吉澤俊二会長よりごあいさつと役員の紹介があった。

続いて、前原誠司議員より「皆様のご支援をいただき、この場をお借りして感謝申し上げる。税理士の先生とともに、日本の経済を根底から支える中小企業の発展のためにあるべき税制の実現に向け、また、納税者の皆様から信頼されるよう尽力したい」とあいさつがあった。

最後に佐々木高明幹事長による閉会のあいさつの後、総会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。　（中京支部　久乗一姫）

中山泰秀後援会

税理士とその関与先による中山泰秀後援会第11回定期大会が、 4 月24日、ホテルモントレラ・スール大阪において開催された。

来賓として中山泰秀衆議院議員、中山正暉元衆議院議員、近税政本部から河田秀雄副会長、井戸本恭次幹事長、田達満副幹事長、大阪府第２支部連から仲田むつみ会長が出席した。

中山泰秀　衆議院議員

旭輝明総務委員長の司会により開会し、新田博之後援会会長から「先の衆議院議員総選挙でのご支援に感謝する。中山議員は外務副大臣として活躍されている」とあいさつがあった。

次いで総会に入り、見浪一敏会員が議長となり、第１号議案、第２号議案が上程され、原案通り、絶対多数で可決承認された。

その後、来賓を代表して河田副会長より大会無事終了の祝辞と、税理士法改正12項目が段階的に施行されており、27年度には８項目が施行されるとあいさつした。

引き続き、山田忠良常任副会長の司会により時局講演会が始まった。中山議員が中東における外務副大臣としての活動の一端を、貴重な映像を交えながら報告した。

講演会終了後、仲田第２支部連会長の乾杯で、懇親会が開催され、中山議員、中山元議員が、会員と終始和やかに歓談し、懇親会は盛会裏に終了した。　（住吉支部　仕田原恒雄）

第3回『川柳』『書道』コンテストのお知らせ

締切間近です！

●応募部門

各部門：最優秀会長賞・優秀賞・入選
※入賞者は機関紙に掲載します。

①川柳コンテスト
②書道コンテスト／テーマ部門　題字「近畿税政連」
※機関紙の題字として使用する場合もあります。
③書道コンテスト／自由部門　題字自由
④書道コンテスト／硬筆部門
テーマ「税理士法第１条　条文より20文字以内」

●応募要項

機関紙『近畿税政連』(平成27年３月10日発行)または近畿税政連ホームページの「会員専用ページ」の案内をご覧ください。

●応募先

近畿税理士政治連盟　広報委員会まで

応募に関するQ&A

Q だれでも応募できますか？

A 近畿税理士会に所属している税理士本人であれば、だれでも応募できます！

Q ４部門全てに応募しても大丈夫でしょうか？

A 応募点数は、各部門３点までですので、全部門なら「１人12点」まで応募できます。

Q 川柳(せんりゅう)とは、何ですか？

A 川柳とは、俳句と同じ「５・７・５」で、季語もなく、口語体でＯＫの短文です。
字足らず・字余りもＯＫです。
（例）阿倍野区の　お好み焼き屋で　アベノミックス

Q 書道の紙のサイズは？

A 自由部門は、半紙（約24×約33センチ）、半切（約35×約137センチ）、八ツ切（約17×約68センチ）でお願いします。
テーマ部門は、「近畿税政連」：半切り・八ツ切（左から横書き）でお願いします。

Q 硬筆部門の硬筆とは、どのようなものですか？

A 硬筆とは、鉛筆・ボールペン・サインペン・万年筆など毛筆以外を使われた作品は全て応募可能です。

Q 応募作品は、どのようなものがいいですか？

A 税政連を盛り上げるような作品、季節を感じることや世相を反映するなど、何でもＯＫです。

たくさんのご応募お待ちしております！！
応募締切　平成27年６月19日(金)

応募用紙は、近畿税理士政治連盟ホームページの「会員専用ページ」からもダウンロード出来ます。

○近畿税理士政治連盟トップページ○

○会員専用ページ○

●パスワードのお問い合わせは、近畿税理士政治連盟事務局（06-6944-9040）または（info@kinzeisei.jp）まで。
※メールでのお問い合わせ時は、本文に「名前・支部名・登録番号」の記載をお願いいたします。

近畿税理士政治連盟　第49回定期大会

日時　平成27年9月4日(金)13時～
場所　帝国ホテル大阪

万歩計

先日、万歩計を購入しました。最近、私の周りには、健康的にスマートになられる方が多く、その極意をお聞きすると、皆さん決まって「よく歩いてる」と言われます。何事も形から入る主義ですので、とりあえず購入してみた次第です。

よく「１日１万歩」と言われますが、実はこの数字には医学的根拠はないそうです。これまで何日か１万歩達成した日がありますが、かなりの運動量です。そんな日は気持ちよく寝ることができますが、毎日となるといきなりこの数字は正直難しい。日本の厚生労働省が推進している「健康日本21」によると、男性は9,000歩、女性は8,500歩が１日の歩数目標になります。2012年の調査によれば、実際の歩数の平均値は、男性7,139歩、女性6,257歩だったそうです。私はというと…残念ながらというか、予想通りというか、平均値にも達していませんでした。仕事上、車移動が多く、デスクワークの日にはさらにほとんど歩きません。

米国人を対象とした調査ですが、平均して1,000歩増えるごとに、ウエスト周囲径は男性で８～11％、女性で６～17%それぞれ減少するのだそうです。それだけではなく、総コレステロール値や中性脂肪値も改善されていき、健康になるそうです。

1,000歩歩くということは、時間にしてだいたい10分歩くことになります。時間に追われる毎日のなかでは、この10分がなかなか思い通りにはできません。が、これでは進歩がありません！

今日を境に、まずは１日に1,000歩増やすことを目標にしたいと思います。そしていつの日か、毎日１万歩達成できますように。

（明石支部　川淵佳子）

近税政本部のうごき

○**第１回組織委員会**（５月22日）
- 会員研修会の運営について
- その他

会費納入は

口座振替で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

最新情報はホームページにアクセス！

近税政　検索

または http://kinzeisei.jp/ へ

会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

「焦点」題字：「第２回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門　最優秀会長賞作品
（作＝小倉さやか　上京支部）
「表紙」題字：「第２回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門　優秀賞作品
（作＝黒石健弘　北支部）

銀河系

大阪都構想の住民投票が行われ、最後まで「賛成」「反対」と論戦を重ねた。その結果、大阪市は現状維持となったが、改革を推し進める議論は必要である。

これからは市民一人一人が生活に影響する重大な決定をする時が来る。

憲法改正もしっかり内容を理解し、一人の国民として是々非々で意見を表明することが求められる。

税制に関して、我々税理士は何が争点であるか細かく説明し、税制改正がどうあるべきかを判断し、財政政策も理解し意見表明をしなければならない。

誰よりも『税理士こそが国民の真の味方であり、税制改正は税理士だからこそ説明出来ます』と広報する必要がある。だからこそ税理士全員が高い意識を有し、税政連への積極的な応援と会費支援をしてもらいたい。

（奈良支部　黒田有紀）

平成27年度 上期 教育情報資料を配布いたします。

教育研修部では、組合員等の資質の向上並びに
業務の改善に資するため、教育情報事業の一環として
下記の書籍を配布いたします。

配布対象者 … 平成27年4月末時点の組合員並びに賛助会員
(平成27年4月末日までに加入手続きをし、理事会承認を得た組合員等を含む)

発送時期 … 平成27年　6月下旬

平成27年度版 税務ハンドブック

㈱コントロール社

■ 著者名
宮口定雄 編／税理士 杉田宗久 著
■ 概　要
40年以上に亘り、多くの実務家の方々に重宝されております「税務ハンドブック」の最新刊です。
平成27年4月30日現在の法令に基づく主要税制に対応し、実務上の利用・発生頻度の高さを意識した、明瞭かつ簡潔な書籍です。

税理士事務所のマイナンバー完全マニュアル

㈱ぎょうせい

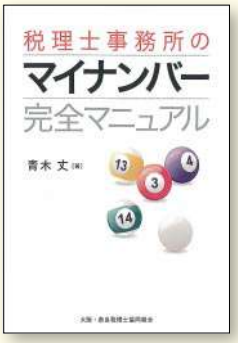

■ 著者名
青木　丈(税理士)
■ 概　要
来年1月からのマイナンバー制度本格スタートを前に、日本税理士会連合会「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」策定の中心人物である著者が、マイナンバー制度の基礎知識と導入に向けた税理士事務所の管理体制のあり方について詳細に解説しています。

[改訂版] 消費税簡易課税 事例による業種区分の手引

新日本法規出版㈱

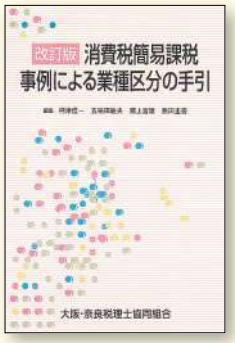

■ 著者名
神津信一(税理士)　五味田敏夫(税理士)
瀬上富雄(税理士)　西田圭吾(税理士)
■ 概　要
消費税簡易課税制度における事業の業種区分の判定について、日本標準産業分類に沿った体系により、具体的事例を多数取り扱っています。各事例は、具体的な売上や取引形態を見出しに掲げたQ&A方式を採用し、関連事項をトピックスとして掲載しています。

※表紙は変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

ご加入のおすすめ

今年度も組合員等の皆様に役立つ有益図書の配布や研修会の開催等の教育情報事業、あっせん事業、福利厚生事業等を行っています。
大阪・奈良地区の税理士のうち、阪奈税協へ未加入の先生方は、是非ご加入をご検討ください。

加入方法 …「加入申込書」にご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。
※書式は事務局にお問い合わせください。
「加入申込金」1,000円をお支払いください。
※郵便振替、事務局の窓口にてお支払の2通りの方法があります。

加　　入 …加入申込日以後、直近で開催される理事会にて承認後、組合員(賛助会員)となります。
(加入申込金→出資金(賛助会員加入金)へ振替)

そ の 他 …出資金(賛助会員加入金)は、脱退時に返戻いたします。　※出資証券及び預り証の発行はいたしません。

大阪・奈良税理士協同組合
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)
TEL(06)6941-6888／FAX(06)6947-2800
URL：http://www.hanna-zeikyo.jp